

令和5年7月26日

お客様 各位

鶴岡信用金庫

県内金融機関(県内3行・4金庫)における相続手続きの統一化に向けた取り組みについて

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫は県内地方銀行3行および県内信用金庫3金庫とともに、令和5年8月1日(火)より、相続手続きの際にお客さまから提出いただく各種書類の統一を行うこととなりましたので、お知らせいたします。

お客さまの利便性向上のため、引続き相続手続きの統一化等、サービスの拡充の検討を進めて参ります。

今後ともご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 実施内容

各行・各金庫にて、相続手続きの際にお客さまより提出いただく書類が金融機関ごとに異なっており、手続きの際にご負担をおかけしておりましたものを、わかりやすく簡潔にお手続きができるように統一いたしました。

ご提出いただく書類の詳細については、別紙をご覧ください。

2. 実施日

令和5年8月1日(火)のお手続き分から

3. 統一化に向けた連携金融機関は以下のとおりです。

◎株式会社 山形銀行	◎株式会社 きらやか銀行	◎株式会社 荘内銀行	
◎山形信用金庫	◎米沢信用金庫	◎新庄信用金庫	◎鶴岡信用金庫

以 上

【ご提出いただく書類】

◇ 「遺言書」がある場合の必要書類

遺言執行者の指定がある場合	
1.	遺言書
(1)	自筆証書遺言の場合 家庭裁判所の検認のある遺言書原本または遺言書情報証明書
(2)	公正証書遺言謄本または正本
2.	遺言執行者の印鑑証明書
3.	被相続人の戸籍（除籍）謄本
4.	遺言執行者の選任に関する審判書謄本または遺言執行者選任証明書 （家庭裁判所で選任された場合）
遺言執行者の指定がない場合	
1.	遺言書
(1)	自筆証書遺言の場合 家庭裁判所の検認のある遺言書原本または遺言書情報証明書
(2)	公正証書遺言謄本または正本
2.	受遺者の印鑑証明書
3.	被相続人の戸籍（除籍）謄本

◇ 「遺産分割協議書」がある場合の必要書類

「協議」に基づく場合	
1.	遺産分割協議書
2.	被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本
3.	相続人の戸籍謄（抄）本
4.	相続人全員の印鑑証明書
家庭裁判所による「調停」の場合	
1.	調停書謄本または正本
2.	承継する相続人の印鑑証明書
家庭裁判所による「審判」の場合	
1.	審判書謄本とその確定証明書
2.	承継する相続人の印鑑証明書

◇ 「共同相続」の場合の必要書類

1.	被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本
2.	相続人全員の戸籍謄（抄）本
3.	相続人全員の印鑑証明書